

令和 2(2020)年度第 1 回多治見市男女共同参画推進審議会
議 事 要 旨

I. 開催日時：令和 2(2020)年 9 月 28 日（月）15 時 00 分～16 時 45 分

II. 場所：精華交流センター 大ホール（上野町 4-23-1）

III. 出席者（敬称略）

<出席委員> 伊藤静香、鈴木亜紀子、安藤克己、河人宗寿、唐木直美、城下真由美、長谷川昌子、村瀬竜也、加藤浩高、加藤禎恵、守屋ひと美（11 名）

<欠席委員> 岩下英治、山本真行、吉田淑恵（3 名）

<事務局> 環境文化部長：若尾浩好、くらし人権課長：加藤直美
くらし人権課：鬼頭佳嗣、佐藤菜月

IV. 内容

・はじめに

環境文化部長挨拶

委員自己紹介

事務局自己紹介

【議題】

1 令和 2（2020）年度スケジュールについて

2 ジェンダーフリーガイドラインについて（検討）

3 その他

①情報提供（審議会等における女性委員の登用について）

②人権同和教育講演会

③子どもの権利セミナー（学校向け）予定

④第 2 回審議会の開催について

【資料】

資料 1：令和 2（2020）年度多治見市男女共同参画推進審議会スケジュール（令和 2（2020）年 9 月現在・事務局案）

資料 2：男女共同参画社会推進のためのジェンダーフリーガイドライン（事務局案）

2-2：ジェンダーフリーガイドライン（多治見市）

2-3：男女共同参画の視点からの公的広報の手引（内閣府男女共同参画局）

2-4：気づいて、変えて、その表現 ～男女共同参画の視点から考える～（可児市）

2-5：男女共同参画の視点から考える公的広報表現の手引き ～一人ひとりが気をつけたい情報と表現～（瑞浪市）

資料 3：新聞記事（中日新聞・岐阜新聞・朝日新聞）

人権同和教育講演会チラシ

子どもの権利セミナー（学校向け）概要

V. 議事要旨

・はじめに

事務局 定刻となりましたので、これより令和2年度第1回多治見市男女共同参画推進審議会を開催いたします。本審議会は、委員の過半数の出席をいただいております。多治見市男女共同参画推進審議会規則第5条第3項の規定により、審議会が成立していることをご報告いたします。

また、本審議会は、多治見市情報公開条例第23条により公開としますので、ご了承ください。

はじめに、環境文化部長から挨拶を申し上げます。

(環境文化部長挨拶)

事務局 委員および事務局も順に自己紹介をお願いします。

(委員、事務局 順に自己紹介する。)

・会議及び議事録の公開、会議の録音について

事務局 本審議会の議事については、録音をさせていただき、議事録を作成します。各委員の確認後、発言者の公表はせず、ホームページで公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずはじめに、会議資料の確認をさせていただきます。

(事務局、会議資料確認)

事務局 詳細につきましては、のちほど議題の中で説明させていただきます。資料が不足する方はお申し出ください。

それではこれより会長に議事の進行をお願いいたします。

【議題】

1. 令和2(2020)年度スケジュールについて

会長 さっそく議題に入りたいと思います。資料1をご覧ください。事務局から説明願います。

事務局 (資料1に基づき説明)

会長 事務局からの説明に関して、質問はありますか。

(質疑なし)

会長 では、このスケジュールでお願いします。

2. ジェンダーフリーガイドラインについて(検討)

会長 議題2、ジェンダーフリーガイドラインについて、事務局から説明願います。

事務局 (資料 2、2-2～5 に基づき説明)

会 長 委員のみなさまに資料が事前に届いたかと思しますので、あらかじめご覧いただいているという前提で、話を進めさせていただきます。事務局の説明に追加して、ジェンダーフリーガイドラインがなぜ今回議題になったのかを説明します。平成 11 年に作成したガイドラインは、本来、市の職員が、職場においてや広報を作成するとき、や事業を実施するときに、ガイドラインを見ながら、男女共同参画、ジェンダーフリー、ジェンダー平等な市の業務を遂行していきましょうということでありましたが、いつの間にかガイドラインがあることが知られないままとなり、審議会の中でその存在が明らかになり、議題になりました。事務局から「せっかくあるので、作り直そう」ということで、今の新しい事務局メンバーに引き継がれています。多治見市の男女共同参画推進審議会は、企業や民間の方々を委員に入っており、様々な知恵を拝借できると思います。良いものを作成したいと思っていますので、委員のみなさまのお力添えをいただきたいと思っています。さきほど事前に事務局に確認をしましたが、まず新しくたたき台として作成された資料 2 のガイドラインは誰を対象にするかということですが、事務局から説明があったように市民の方に向けて作成されました。平成 11 年に作成されたガイドラインは、市職員の業務遂行のために作成されましたが、市民の方々にも使えるようなものにしたいということを事務局は考えているそうです。ただ、ガイドラインというと、何かをするときに基準となるようなものを示し、何かをやっていくときにその基準に合っているのだろうか、自分達が行うことはジェンダー平等、男女共同参画の視点に立って、行えているのだろうかということを判断するためのものです。今回はそうしたものを作成するのか、一般の市民の方々が分かりやすく、こういった表現が男女平等の視点からどうだろうかということを感じてもらうためのものにするのか、配布された資料が分かりにくかったので、どちらなのか事務局に確認をしたところ、審議会で、どちらのものを作るのか、明確にした上で、そういったものを作成してほしいという話になりました。せっかく時間と労力をかけて作成するので、どういったものをみなさんが求めて作成していきたいか、ということをも確認したいと思いますが、いかがでしょうか？企業に勤めている委員は、企業でこうしたジェンダー平等や男女共同参画、女性活躍の視点で、何かそうしたガイドラインは職場にありますか。

委員 会社で研修は行っていますが、ガイドラインと言われると具体的にはないかと思ます。資料 2 のガイドラインのようなものは、見たことがありません。

会 長 実際にあったらよいと思ますか？もしあったとしたらどんなものが欲しいかという視点で、今回作成していったらよいと思ます。

委員 会社に例えてしまうと、すでにこうした活動が何年前前からあって、若干確かに男女差は、何に対してもあります。しかし、何かとても大きく問題視されるような差別化をされるなどという経験はなく、聞いたこともありません。なんとなくですが、こうしたことはす

でみなさん認識されているというか、男女平等の認識度があり、今でも「こうしましょう」、「色をこうしましょう」といったことは、実際に会社の中では聞いたことがありません。

委員 私の職場では、ガイドラインはありません。

会 長 最初のジェンダーフリーガイドラインの説明に付け加えると、平成11年(1999年)というと、男女共同参画社会基本法が制定された年で、国が大きく国策として、男女共同参画推進に取り組んでいました。ジェンダーフリーという言葉が使われだした頃で、その後、ジェンダーバックラッシュという揺り戻しがあり、ジェンダーフリーという言葉は、「男女一緒にする」という批判があり、特に自治体、行政の中で使われなくなりました。今はそのような批判も少なくなり、私自身はジェンダーフリーという言葉に違和感はないです。ただ、そういった経緯があるので、ジェンダーフリーという言葉を使うのか、使わないのかということも含めて、検討していただきたい。

事務局としては、今回の資料2のたたき台は、どちらかというと、市民の方々に分かりやすく、やわらかい表現で、一つ一つ細かくするのではなく、ざっくりと手にとってもらいやすい形の啓発のものを作成されたということですね。

平成11年のものについては、市職員が使うということを前提にしているので、まず、「その職場の中で気をつけましょう」ということ、「広報や発信する文面に気をつけましょう」ということ、「事業を実施するときに気をつけましょう」ということが3本柱になっていたのですが、平成11年に作成されたガイドラインと比べると、今回の新しいものは、発信、広報といった表現に特化した形になっています。特に現在は、インターネットも発達しており、表現の発信ということもあるので、市民の方々にも気づいてもらったり、こういった表現は駄目ではないかということに気づいてもらったりするためにはこういったものがあるとよいと思います。

事務局にひとつ確認をしたいのですが、資料2は冊子にするのではなく、ホームページに掲載するとお聞きしていますが、そういうことでよいのでしょうか？

事務局 そのとおりです。

委員 平成11年の前回のガイドラインに付け足すというわけではなく、今回の資料2をガイドラインにするということですね。

事務局 今回新たに資料2を作り直すことになります。

委員 今回ガイドラインを新しく作り直して、平成11年のものとは別にしているということですね。

事務局 今回作成したガイドラインと前回のガイドラインと重なるところもあるが、内閣府が平成15年に作成した資料2-3をもとに、今回のガイドラインのたたき台を作成しました。国に沿って作成したものとなっています。

委員 ホームページを見ることができない高齢者等については、どのようにしますか。

事務局 庁舎内に設置するなどの配慮をすることはできると思います。

委員 冊子にしますか。

事務局 冊子にすることもできると思います。

委員 ジェンダーフリーやジェンダーという言葉は、だいぶ浸透しているが、ジェンダーフリーという言葉は、高齢者には何のことであるのかわからないと思いますので、もっと分かりやすい表現をしたり、日本語で注記をつけたりすると分かりやすくなります。ジェンダーフリーというカタカナだけ見てもわからないと思うので、気をつけてもらいたいです。

会 長 委員は、ジェンダーフリーという言葉そのまま使用しても大丈夫ですか。

委員 使用しても問題ないと思います。高齢者には何のことかわからないので、日本語でわかりやすくしてあると手にとってもらいやすいと思います。わからない言葉では、高齢者の自分達には関係がないと思ってしまうと思います。

会 長 高齢者の方にも自分達にも関係をしているということが分かるようなそうした内容にするということですね。

委員 ガイドラインの表紙に記載してもよいし、中に「ジェンダーフリーとは」といったように記載してあると分かりやすいと思います。

会 長 資料2の冊子の目的を決めた上で、意見をいただいた方がよいとは思いますが。そうしたことを頭に入れながら思ったところをどんどん意見を出してもらいながら、最終的にガイドラインにするのか、啓発の目的で市民の方々にも男女平等な表現を気づいてもらうための冊子にするのかということを考えながらご意見をいただきたいと思います。気づいたところもどんどん意見を出してもらえたらと思います。こういった進め方でよろしいでしょうか。

事務局 お願いいたします。

会 長 いろいろ資料をいただいているので、見比べてみましょう。事務局が作成した、資料2の新しいたたき台は、内閣府の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」というのを一番参考にしたということでしたので、これに似たような手順になっているのですね。

委員 事務局が作成した後に意見を言うのも申し訳ないのですが、もともとなぜこうしたガイドラインが作成されたのかという経緯を話します。市が出しているものが、その中で、「え

っ？これって一部の人にとって傷つく表現だ」と思うことがあって、子どもたちがこうした印象を持ってしまうのではないかという心配があり、審議会において、何度か直してもらうことができました。市が出すものに対して、チェック機能はどうなっているのかというのが敢えて作成した冊子になったはずです。市が市民に対して、何を出すかというところに対するチェック機能だということで、私は、本当は話し合いがしたかったと思います。今の資料だとどっちつかずの状態なので、目的達成力が若干低いと思います。市のチェック機能は、今見直されてきていると思います。何十年も経つ間に社会は変わってきたので、チェック機能としてのガイドラインというものをビシッと見直し、+αで、事務局が言われるように、「広くいろいろな人に知ってもらえばいいよね」、「みんなもこういう風に使ってもらえばいいよね」ということが確かにあるので、それぞれ別々に作成した方がよいと思います。広報に1コマ掲載してもよいし、ポスターにして掲示してもよいし、別のものにした方が目的に対しての効果が高いと思います。

会 長 委員の発言は、「そもそも平成11年のガイドラインは、市職員が業務を遂行するために、チェック機能として存在していた。今回もう一度見直すことになったが、ガイドラインが市職員のためのチェック機能であるという部分は、ゆずれない」ということでした。市民の方々にということであれば、それはそれで簡単なものを作成すればよいと思います。

委員 委員が言われた意見もそうだと思いますが、資料2を見させていただいた感想としては、庁内向けだけでなく、ホームページに掲載するためということで、こういった形になったことが分かりました。資料2は、割とやさしく押しつけがましくない表現のしかたになっていると思います。以前のものは、こうしたらいけない、やらなければいけないなどの表現のしかたがあったので、きついなと思いました。そういった理由があったのだなと思いました。また、LGBTに関することを書き込んだものは他にはないと思ったので、以前より一歩進んだと感じました。委員が言われる意見も必要ですが、ホームページに掲載するとなると、今回は2期目ですが、例えば、絵だけでも子育てというと女性、力仕事は男性と見たときに単純にそうだなと思ったので、こうした絵で、量もそんなに多くなく、応用もきくので、そういったものもあるとよいなと思いました。

会 長 市民向けとしては、資料2の程度の量がよいということですね。委員が言うことも分かるということですね。意見が出れば出るだけ委員のみなさん、様々な意見が出ますし、誰かのアイデアに上乘せもできますし、ブレインストーミング的な感じで、ぜひ忌憚のない意見をお願いします。

委員 事務局が作成した資料2はとてもわかりやすいです。市民向けにはよいかと思います。市役所向けは情報が少ないように思います。市職員向け、市民向けと両方作成すると精度が上がるのではないかと思います。

会 長 この審議会の委員として市職員に何を求めるのか。市職員が業務を遂行するためにガイドラインを使用して、ちゃんと行ってほしいということを審議会として、伝えていくの

であれば、ガイドラインを見直しして、今の時代に沿ったものに改定するのか。あるいは、市職員はガイドラインの内容をわかっているのだから、ガイドラインは必要はないとするのか。委員から市民には資料 2 程度のもが必要という意見がありました。学校や病院の関係の委員は、今後ガイドラインが完成したときに使用していくことになりましたが、いかがでしょうか。

委員 学校の現場は、20 年前と比べると人権や LGBT に関する教育が進んでいます。性差なく子ども達も過ごしています。女性で校長をしているが、女性だからと感じたことはありません。職場も男性教諭、女性教諭といますが、同じように働いています。他の委員の方も言われたように、市民に広く見て紙でわかりやすいものが必要になってくると思います。平成 11 年のものを見たときに、例えば、「青少年」、「帰国子女」という言葉は、現在でも使われているのかと思いましたが、使われて、残っています。普段何気なく使われている言葉だと感じます。「嫁」も使われており、まだ残っています。こうして資料を見させていただくことで、改めてまだ浸透しているかということ、まだまだだなと思います。

委員 病院内ではジェンダーフリーの浸透がありません。病院では、男性は医師が多く、女性は看護師が多いです。病棟 26 名のうち男性看護師は、2 名です。看護学校から入学してくる方も男女半々くらいで、病院という機能の中では、かなり遅れているわけではないですが、特殊な関係にあります。

平成 11 年の資料では、「ご主人」、「奥さん」とありますが、現在も使用しています。「お連れ合い」と呼ぶことも難しく、ご主人や奥さんといった表現になってしまうと思います。呼び方もどうやって呼んだらよいのか悩んでしまいます。改正案の市民向けのものは、分かりやすく、LGBT も文字ではなく、絵であったらよいと思います。そうすれば、高齢者にも分かりやすいと思います。文字になっていると構えてしまいそうな気がします。あちこちで LGBT の講演会等が行われ、かなり広まってきているとは思いますが、資料 2 の字を見るとドキッとしてしまうので、文字ではなく、絵にしてもらえると分かりやすいと思います。

会 長 「ご主人」、「奥さん」という呼び方は、本当に難しい問題です。委員が言われたように呼び方をどうしたらよいのかということを考える、よいきっかけになりますね。何気なく使って知らないうちに過ぎていくのではなく、これって何かこう「奥さん」は奥に引っ込んでいる、「ご主人」と主従関係があって、妻が従で、夫が主だという関係を作ってしまうような呼び方であるなというのを考える機会になります。新しい呼び方の「お連れ合い」だとなかなか通じない。私も「主人が」と言わないと伝わらないことがあり、あえて「主人」と言ってしまうこともあります。委員の意見を聞いていて、ガイドラインは、「この言い方は、おかしいのではないか」ということに気づくためのチェック機能としてもとても大事なことだと思いました。

委員 保育園では、子ども達には、男女差別ないように保育士も気をつけて指導をしています。私達が保護者と接するときに今回の資料を見て、こんなことを言っていたなという反省

になるなと思いました。もう一度見直しができるので、こういったものがあるとよいなと思いました。LGBTの記載の箇所について、私達もこんな風に、強くは言えないが、保護者の方もこんなものがあるのだということを知らない人もいます。保護者ということは、市民向けにもう一度こういったものを出すと、分かっているようで、分かっているところの見直しになるかと思います。

委員 資料2の2ページ目の「ガイドラインの対象となるもの」は、多治見市が発行する刊行物等、また、自治会や学校等で作成する文書とあります。広報等の表現について、気をつける手引きというものであるならば、市に特化する必要はなくてもよいかと思います。資料2のベースが市に偏っているように思います。手引きを作成するのであれば、誰もが何かを発行するときに気をつける手引きになるものがよいかと思います。

会 長 市民向けにするなら、市民の方が使いやすい表現にするとよいということですね。

委員 市がガイドラインを同じように活用していけばいいと思います。

会 長 資料2は案で、たたき台なので、審議会でこれをどのように正していくかが決まらないまま作成されたので、委員のご指摘どおり、どっちつかずの表現になっていると思います。そういった意見も聞いてもらいながら、直していき、良いものにしたいと思います。平成11年のガイドラインは、市職員向けに作成されており、たたき台としている資料2のものは、市民の方がとてもわかりやすく、こんなものも必要だなということで作成されています。公募市民の委員は、市民として、資料2がホームページに掲載されていたらどうでしょうか。

委員 地元の広報としては、回覧版が多いです。高齢の方は、仕事する上では、きちんとした規定があった方が仕事がしやすいのではないかと思います。

会 長 これまでの意見をまとめると、今回のたたき台は、細かな表現や言葉の使い方は、まだまだ改良の余地があるが、市民向けということであれば、委員のみなさんからは、わかりやすいという意見をいただきました。市職員の方に対しては、平成11年に作成された市職員の業務遂行のためのガイドラインというものがあるので、それを市の業務の中のチェック機能として、事務局で、もう一度市職員に周知していただける機会を作ってもらうためにも改訂が必要だという意見もありました。

広報やホームページの文書一つにしても、全く無意識で使ってしまうことがあるので、市の職員がどれほど気づいているのかどうなのでしょう。

事務局 今年度から男女共同参画の担当をしてみても、考える機会ができましたが、それまでは直接関わる機会というものはありませんでした。

事務局 もともと笠原町の職員として働いていて、合併して多治見市の職員になりました。多治見市は、男女共同参画を積極的に取り組んでいます。10年以上前の当時、男女共同参画という言葉はありましたが、それを施策として取り組んでいることは少なかったです。以前、広報の担当をしていたときに、イラストを掲載する際によく言われたのが、女性の服をピンクにすることをやめてくれと言われました。ガイドラインが出て少し経った頃は意識的に言われていたので、不本意ながらもイラストの色を変えていました。ただどうしても男性と女性を並べたときに男性の方が背丈が大きくなってしまい、それもやめてほしいという話がありました。そういったことが自然にだんだん広まってきて、以前は、親子で並ぶと必ず真ん中に男性がくることがありましたが、現在はいいですし、赤ん坊を抱っこしているのが男性になってきています。そういったことを自然に使っているイラストもあると思います。平成11年のガイドラインで気になることが、委員のみなさまの話もあったように、言葉の問題で素直に入ってくないと意見がありましたが、現在使わないものも結構あると思います。好ましくない表現も他にもありますが、メジャーとなっているものもありますので、そこまで意識してしまうのもどうかと思います。置き換えられた言葉もほとんど使わないというものもあるので、今回、見直したいという思いがありました。表現の部分では、イラストなど一般的になってくるとは思いますが、言葉で縛ってしまうのは、あまりよくないかなと思います。市役所の中でも徐々に浸透しながらも、言葉の部分で好ましくない表現を使用しているものもあります。あまりがっちりせず、市民に広まっていくとよいかと思います。

会長 市職員の立場としてはそうした意見ですね。ある程度は、浸透してきたということですね。

事務局 浸透してきたといっても、男女共同参画推進審議会のこともそうであるが、1年に2・3回くらい言わないとどこか薄れてしまいます。時折、担当課からしっかり伝えていくことが大事だと思います。

会長 事務局としては、きちんと伝えていくことが大事だということですね。伝えていかないと進んでいかないということですね。市職員の方のチェック機能というのは、これでは、まだ足りないということですね。

委員 市民の方に何か発行、発信するときにジェンダーフリーという言葉ではなく、ジェンダーフリーに特化してほしいと思います。過去の審議会でも直してもらったことがあります。学校教育や子育てなどについて話し合っていて、学童で記載してあることで、許せないことがあります。働いている母親はかわいそうですかという話をさせてもらったことがあります。正直、チェックしてほしいのがジェンダーフリーというよりは自分以外の環境の人への配慮です。自分以外の環境の人に対しての想像力が要ることを事務局の誰かがわかっていたらよいと思います。

会 長 事務局の職員は異動により替わってしまうが、ガイドラインは、異動しても引き継がれていくものになります。人が替わっても市の業務遂行のためにガイドラインがあればよいということですね。一人一人の尊重ということでいくと、高齢者も LGBT の人もそうであるし、生きづらさを抱えた人達なども視野に入れて検討いただきたい。委員が発言されたように想像力、相手を想像する、相手の立場を考えるということ、市職員として事業を進める上でも、発信する上でも、一緒に仕事をしていく上でも必要なのだということ、市職員自身が率先して行っていきましようということだと思えます。市職員が行わないのに市民に行ってほしいということは、おかしいことだと思えます。やはり市職員がきちんと押さえた上で、市民に発信して行ってほしいです。市民の方に出すにあたって、市職員が、「私達も行うので、一緒に市民も行ってほしい」という姿勢でないと、市民には伝わらないと思えます。市職員向けということであれば、資料 2 の素案ではガイドラインとして疑問です。委員が発言しているのは、チェック機能を持つものが市職員にも必要ではないか、きちんと行ってほしいというご意見だと思います。審議会として意見をまとめることはとても難しいですが、他に意見はありますか。

委員 わからなくなるときがあるのが、言葉として男女平等は、人権ということでいけば最終的に人権のことになります。あえて男女共同と記載してあるところに、ときどきこれはどうなのかと思う時があります。例えば、障害のある子どもにも配布していくことなどもあるので、この審議会は男女という視点が前提にあり、そういった認識で行っていくということですね。

会 長 男女間において差があるので、その差を是正していきましようというのが男女共同参画の基本です。例えば、私達が目にしているものの中で、知らないうちに刷り込まれてしまっていて、格差があるのにそれに気がつかないまま、それをそのままよしとしてしまうことで、再生産されることがないように、男女の格差を助長するような表現だとか言葉、対応を変えていきましようというのが今回のガイドラインのねらいです。

委員 言葉を文書で見るときに「きょうだい」は兄と弟と記載され、違和感を感じてしまいます。ガイドラインを最初から作成するのは大変で、平成 11 年のものは現在の時代にそぐわないという話がありました。20 年以上経っているので、確かにこれは使わないだろうということもあります。市職員でもチェック機能を使ってほしいということであれば、そこを改善していくことになると思えます。

会 長 使われなくなった表現を直していくということになります。そのまま生かしていくものもあります。

委員 チェック機能に資料 2 を使用してよいのかということでしたね。

会 長 資料2を手直ししていくということになります。みなさんからこのイラストはおかしいのではないかなどという意見もraitたいです。様々なご意見があるので、多数決で決めるのはむずかしいですね。

事務局 当初はジェンダーフリーガイドラインの改訂版としていきたいと思いましたが、資料2はソフトなイメージで市民向けに作成をしています。市職員が今後文書を作成する際に気をつけたらよいという意見を委員のみなさまからいただきましたので、案としましては、1999年のジェンダーフリーガイドラインを現代版に作り直して、こちらも生かしていきます。資料2を市民向けとして、改訂をしていくこととなります。二通りで作成することはいかがでしょう。

会 長 事務局からのご提案は、提示された資料2のガイドライン案は、市民向けのガイドラインとして生かして、委員が発言したように新たに今の社会にあった市職員向けのガイドラインも平成11年度版のガイドラインを手直しして作り直すということですね。資料2は市民の方のための広報だったり、ガイドラインであったり、表現や言葉も考えていかなければならないと思いますが、市民のためのものを作成していくということはいかがでしょう。そのために、作業を事務局だけに任せては負担がかかるので、言葉の使い方等で使わないと思われるものは、委員のみなさんの知恵や生活で使用している言葉等を合わせた方がよいということがあると思います。現在の時点で気になる点がありますか。

委員 調べていたら、資料2の5ページ目の中で女医は失礼と記載してありましたが、公益財団法人女医会があり、自分達自ら女医会と呼んだり、活動したりしているので、女医が本当に失礼にあたるのか一度確認をしていただきたいです。こちらから呼ぶのは失礼だが、女医と呼ばれたい医師の方もいるかもしれません。女医で調べてみると女医をアピールしているものもあります。

事務局 同じようなもので、ママさんバレーボール協会というものがあります。似たようなものもあります。

委員 女性経営者、女性社長、女性医師、女子アナ等ある中の一つの例として、女医だけでなく、他にもあると思います。

会 長 委員から女医だけを特化するものではなく、女性に職業をつけるという表現の記載の仕方がいいのではないかとということがありました。

委員 記載してあることは、女性比率が少ないということよりも冠の後が「女」、「女性」とつけるのはどうでしょうかという一つの事例ですね。女医にこだわらず幅広く説明があるとよいと思います。

会 長 説明の中でも本当に女性が少ない場合に、表現はどうか記載方法を考えてほしいです。また、表現の例を並べて記載することもよいかと思えます。次回の 11 月の審議会までにもう一度みなさんから意見をもらい、工夫した方がよいという案を出してもらうことで、よろしいでしょうか。まだ改訂までに時間があるので、それぞれの委員から事務局へメール等で意見を入れていただくことは可能でしょうか。

事務局 可能です。

委員 ガイドライン等を2つ作成することであったとしても次回の審議会で話し合いはできますか。

事務局 次回の審議会でも可能です。

委員 市職員向けはいつ出してもよいと思いますが、市民向けはいつこういった形で発信していきますか。

事務局 特にいつ出したいという決まりはないので、今年度中に現在の委員のみなさまと作成したいと思っております。事務局も努力しますし、多少遅れることももちろん可能です。全く一からではなく、たたき台もあるので、委員のみなさまからの意見を受け、それにこちらも合わせていくので、予定どおりにいくと思っております。

会 長 審議会の第2回を11月に、第3回を2月に行うので、完成したものができると思えます。本日は、まだ意見も出たばかりなので、資料2は、たたき台ということで考えてもよろしいですね。もっとわかりやすい説明や表現もという意見もありましたので、委員のみなさまの知恵も拝借したいですし、LGBTの当事者の方は審議会の委員ではみえないですが、当事者の目で見ると資料2の説明や表現はどうだろうかということも確認できたらと思えますが、事務局であてはありますか。

事務局 一昨年、LGBTの関係で講演をいただいた方がいます。確か名古屋市の方であったと思いますが、団体で講演をいただきました。当事者の方も講演会にきてもらい、話してもらいました。そうしたところに連絡を取り、意見を聞いてもどうかと思いました。また、議題3の③の子どもの権利セミナーを予定していますが、講師の方がLGBTの当事者になります。現在、講師と連絡を取り、調整中となっています。もし資料を見ていただけるのであれば、見てもらいたいと思えます。

会 長 他にご意見はありますか。

委員 資料2の2ページ目の「はじめに」、「ガイドラインの対象となるもの」、「ガイドラインの使い方」という記載のしかたは、言い方がきついです。もう少し表現を軽めにしてほしい

いです。タイトルについても、きつい感じがします。「気づいてください」や「こんな表現していませんか」というような目線のどちらかがいいと思います。

委員 資料2のタイトルに漢字が沢山並ぶと分かりにくいと思います。

会長 タイトルについても、こんなタイトルであったら手に取ってみよう、何が記載してあるのだろうと思ってもらえるようなタイトルを思いついたら事務局まで連絡してください。

委員 平成11年のガイドラインにアンケートが記載してありますが、同じアンケートを取ることとは可能ですか。

事務局 随分と時間も経っているので、すぐというわけにはいかないと思います。

委員 アンケートを行えるのであれば、同じものを行ってもらえたら比較ができると思いました。

会長 委員が発言したのは、平成11年のガイドラインの21ページに記載があるアンケートについて、20年以上経ったので、比較してみてもどうかという意見ですね。市職員のアンケートは、最近とっていないですか。

事務局 最近アンケートは取っておりません。職員組合で、お茶くみ等の女性の社会進出に関して、アンケートを取っていますが、市役所という行政側としては、アンケートを取っていません。性別で仕事の分担に差があってはならないので、ないというのが建前になっているように思います。市役所では、現在、お茶くみはありません。来客があった場合は、気づいた人が出すということになっています。ほとんどお茶を出す機会はありません。比較するのであれば、同じ内容でアンケートを行わないと意味がないように思います。

会長 アンケートを行うことが可能であれば、検討願います。20年以上経ち、何がどのくらい変わってきたのか興味深いです。市の環境が変わってきたのであれば、市職員のその努力はとても素晴らしいことだと思います。

事務局 アンケートは実施が可能であればということでよろしいでしょうか。

会長 大丈夫です。職員組合で取っているアンケートのデータを生かして比較するなど、最初から全て実施をしなくても利用してということで行えるのかもしれないですね。

会長 他にガイドラインについて、ご意見ありますか。平成11年のガイドラインについては、市の職員に対してチェック機能を生かして、今後も継続してもらえるような改訂を加

え、新たに市民向けの冊子を作成し、市民にもわかりやすく気づいてもらうようなものを作成するというので、よろしいでしょうか。

(意見なし)

会 長 ガイドライン作成を事務局だけにお任せするのは大変なので、次回の審議会までに様々なアイデアを出してもらえればと思います。ガイドラインについての議題は以上となります。

3. その他

会 長 その他について、事務局から説明願います。

事務局 (資料 3、別紙に基づき説明)

会 長 事務局からの説明に関して、質問はありますか。

(意見なし)

会 長 ガイドライン等を 2 つ作成することになり、事務局に負担をかけます。この審議会からも様々な知恵や意見を出していただければと思います。議題が終了しましたので、事務局に議事をお返しします。

事務局 これをもちまして、第 1 回男女共同参画推進審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

(閉会)